

被虐待児を除外する手順の明確化の検討について

1. 現状

- 小児の臓器提供については、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」（局長通知）、「臓器提供手続に係る質疑応答集（以下「質疑応答集」という。）」（事務連絡）をもとに、研究班（※1）で作成された「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル（Ver. 4）（以下「マニュアル」という。）」を用いて現場で運用されている。

※1 国立成育医療研究センター成育医療研究開発費「小児肝移植医療の標準化に関する研究」、代表研究者：笠原群生、「脳死下臓器摘出における虐待の判別」、分担研究者：奥山真紀子

- 一方で、研究班（※2）の調査によるとマニュアルの煩雑さが指摘されていることに加え、虐待を完全に否定することの困難さに対する医療現場での懸念により運用が消極的になっている。

※2 厚生労働科学研究費補助金事業移植医療基盤整備研究事業「小児からの臓器提供に必要な体制整備に資する教育プログラムの開発」、代表研究者：荒木尚

2. 前提条件

（1）現行制度における臓器移植と刑事手続きの関係について

- ・ 医師は死体を検案して異常があると認めた場合には、医師法（昭和23年法律第201号）第21条の規定により異常死届出の義務が課され、臓器移植法第7条の規定により、医師は臓器摘出を行う場合において、検視その他の犯罪捜査に関する手続きが行われるときは、当該手続きが終了した後でなければ、臓器の摘出を行ってはならないこととされている。
- ・ さらにガイドライン第12の5の規定により内因性疾患により脳死状態にあることが明らかである者以外の者に対し脳死判定を行おうとする場合は、所管の警察署に連絡することとされている。

（2）児童虐待防止について

- ・ 児童虐待の防止については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第5条には「学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、

弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と規定され、病院や医師には早期発見の努力義務が課されている。また、第6条の規定により、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、児童相談所等へ通告することとされており、これにより必ずしも虐待の事実が明らかでなくても、子どもに関わる専門家によって子どもの安全・安心が疑われると思われる場合はもちろんのこと、一般の人の目から見て主観的に子どもの安全・安心が疑われる場合であれば、通告義務が生じる。臓器提供に関係するか否かに関わらず、医療機関においては診療の初期の段階から虐待への対応が行われることが期待されている。

- ・ 支援対象児童等の早期発見や適切な保護及び支援を図るためには、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることから、市町村において要保護児童対策地域協議会を設置し関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの取組が行われており、平成30年度には99.7%の市町村で設置が進んでいる。

(3) 改正法附則第5項の趣旨

- ・ 改正法の附則第5項においては、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者がその業務にかかる児童について虐待があるかどうか確認し、その疑いがある場合に適切に対応する旨規定されている。
- ・ これは、虐待による死亡である可能性が高い場合について、証拠隠滅を防ぎ、虐待をした親の同意によって臓器提供されることを防ぐことを目的とするものであり、虐待を受けたと思われる児童の保護を目的とする児童虐待防止の制度と同一の対応を求めているものではないと考えられる。

3. 整理すべき論点

○虐待防止の強化等に関する取組の動向を勘案し、臓器提供にあたって被虐待児を除外する手順を明確化するため、以下についてご議論をいただきたい。

(1) ガイドラインの改訂が必要か、必要な場合の改訂の方向性

(2) 質疑応答集の改訂が必要か、必要な場合の改訂の方向性

(3) マニュアルの改訂が必要か、必要な場合の改訂の方向性

4. 今後のスケジュール (案)

委員会日程	議題
8月13日 (本日)	小児からの臓器提供等に関する課題の検討について 関係者からのヒアリング
9月6日	知的障害者等の意思表示について 関係者からのヒアリング
9月28日	作業班での検討の取りまとめ